

東北大学 公共政策大学院 公共政策ワークショップB による 「横手市への提言」についての検討状況

横手市の第8期介護保険事業計画の策定にあたり、東北大学公共政策大学院公共政策ワークショップBの学生より、下記の提言をいただきました。

横手市では、いただいた提言について第8期計画期間中に実行できるものを検討することとしておりますが、現時点での検討状況について報告いたします。

提言項目

- I. 介護分野における非専門的業務への就業支援事業
- II. 通いの場の推進拠点の創設
- III. 自主的な介護予防活動の推進
- IV. 認知症カフェの量的・質的な拡充

(地域包括ケアシステム)

I. 介護分野における非専門的業務への就業支援事業

提言内容

1. 提言の方向性

本ワークショップの研究活動を通じて、横手市は介護分野における人材不足、地域活動における中心的役割を担う人材の不足等が課題であることが分かった。今後の更なる生産年齢人口の減少、高齢化を見据えると、人材の裾野を広げるための取組を早急に行う必要があるのではないかと。その対象は、定年前後の方が最適であると考えます。定年前後の方を取込むためには、お金を稼げること、専門的知識・経験を要しないことがポイントではないだろうか。

2. 提言の概要

本提言は、横手市在住の定年前後の方が、リタイア後も社会と繋がりを持ち続け、働くことを通じて生きがい・やりがいを抱き生活できる環境を整備するため、横手市生涯現役促進協議会の既存事業を活かし、横手市の介護事業所における非専門的業務への就業を横手市が支援するものである。

3. 提言の目的

(1) 介護の人材不足対策

横手市内で人材不足が顕著である介護分野において、これまで介護の専門職が担ってきた業務を専門

性の有無に応じて見直し、整理することで、非専門的業務は定年前後の方が担い、介護の専門職は専門的業務に専念できる環境を作ることができるのではないかと考える。その結果、介護の専門職の業務負担が軽減され、介護の人材不足を補うことにも繋がると考える。

(2) 介護予防の促進

厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」によれば、就労的活動等の役割がある形での社会参加を介護予防の観点から捉え進めていくことが重要とされている。

定年後の社会参加を支援することが介護予防に繋がるとも言われていることから、介護予防の促進のため、就労的活動を通じた社会参加を促すための取組が重要と考える。

(3) 定年退職後、社会と繋がりが断たれてしまうことの防止

横手市「健康と福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年3月）」によれば、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の地域活動への参加状況は「参加していない」が42.7%と最も高く、介護保険第1号被保険者（65歳以上の在宅高齢者）の地域活動への参加頻度は「参加していない」が「町内会・自治会」の30.7%を除き4割以上を占めている。これらは、社会との接点が所属している会社しかない状態で定年退職した人が、その後も地域活動への移行が進まず社会的に孤立している可能性を示唆しているのではないかと考える。定年退職後も社会と切れ目なく繋がることができる支援が必要であると考える。

4. 提言と関連する既存の取組

(1) 横手市生涯現役促進協議会

横手市生涯現役促進協議会は、高齢者（55歳以上の方）の就業意欲を促進し、就業へ誘導することで、事業主へ高齢者雇用の有効性を認識してもらい、高齢者雇用の増加が現役従業員の就業環境や人材不足の改善に繋がることによる、生涯現役社会の実現に向けた地域社会全体の機運を醸成することを目的に活動している。

会員は、横手市、横手商工会議所、よこて市商工会、横手市シルバー人材センター、秋田ふるさと農業協同組合、横手市社会福祉協議会、横手雇用開発協会である。なお、横手市では、横手市商工観光部が所管している。

事業内容は、市商工会議所における常設窓口の設置、2名の専任職員による企業訪問、企業・高齢者向けセミナーの開催、高齢者を雇用する可能性の高い企業へのダイレクトメールの送付、市内の公共施設における当該事業のチラシの設置等である。

なお、令和2年11月19日時点において、介護分野で就業実績は上げられていない。介護事業所への支援における課題は、高齢者が就業しやすいように業務の見直し（専門業務と非専門業務の切分け）を行うことが介護事業所にとって業務の負担となりできていないことである。就業希望者への支援における課題は、介護業務が大変というイメージが就業希望者に先行していて、介護事業所の求人を紹介し

ても敬遠されがちであることである。

(2) 介護分野の非専門的業務

介護分野の非専門的業務とは、いわゆる介護助手が行う業務を想定している。介護助手とは、介護保険施設等において、介護職員をサポートする職種で、比較的簡単な単純作業の部分を担当者を指す。なお、介護助手を活用する取組は、平成 27 年度に地域医療介護総合確保基金の助成を受けて、三重県老人保健施設協会がはじめたもので、地域の元気な高齢者の介護職場への就職支援を事業目的としている。事業の狙いは、介護人材の確保、高齢者の就労先確保、介護予防の 3 点である。

5. 提言の具体的内容

(1) 提言の実施主体（所管部局）及び対象者

本提言の実施主体は、横手市市民福祉部高齢ふれあい課を想定している。

対象者は、①定年前後の方、②市内の介護事業所の 2 者である。

(2) 提言の具体的内容

本提言の対象者である①定年前後の方、②市内の介護事業所、それぞれに対し実施主体である横手市市民福祉部高齢ふれあい課が行う取組について記載する。なお、本提言の全体イメージは図 I-1 のとおりである。

図 I-1 本提言の全体イメージ



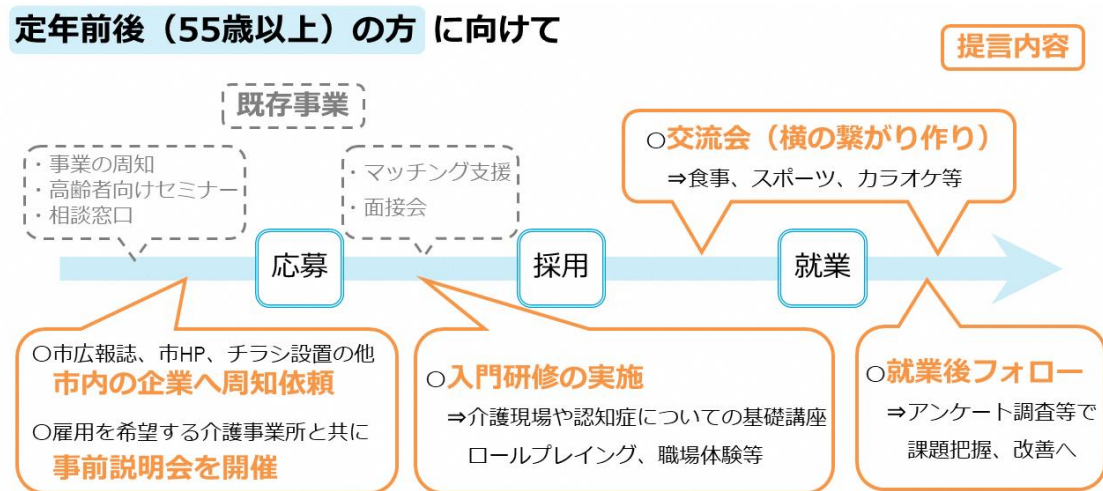
出典：公共政策ワークショップ B 作成

① 定年前後の方への取組

定年前後の方への取組イメージは図 I-2 のとおりである。定年前後の方の各段階（応募前、応募後

から採用前、採用後から就業前、就業後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図 I - 2 定年前後の方への取組イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

・市内の企業へ周知依頼

横手市生涯現役促進協議会の既存事業により、全戸配布される市広報誌（市報よこて）の活用、公共施設等へのチラシの設置は行われているが、同様の取組に加え、横手市生涯現役促進協議会の会員である横手商工会議所及びよこて市商工会を通じて、加盟している企業に本提言の概要を記した文書データで送付し、本提言の実施年度に定年退職する予定の方へ周知を依頼する。

・事前説明会の開催

後述する市内の介護事業所へ向けた取組により、本提言に参加することが決まった介護事業所と共に、事前説明会を開催する。説明会の内容は、介護助手に関する業務説明や施設見学等を想定している。なお、説明会に参加する定年前後の方は、横手市の既存の取組である介護予防普及講座等への参加者とは属性が異なり、介護予防ではなく就労（お金を稼ぐこと）を主目的とし、かつ福祉に関心がある層だと思われるため、仮に応募に至らなかったとしても、将来的に地域活動の中心的役割を担う潜在的な人材として捉え、そうなるよう働きかけることが重要だと考える。

・入門研修の実施

秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護の入門研修（講座研修、施設体験、報告、交流会）、横手市の既存の取組である認知症サポーター養成講座及び介護予防普及講座を活用し、介護に関する基礎知識や基本的な介護の方法等を学ぶための研修を実施する。

・交流会（横の繋がり作り）

採用後及び就業後は、定年前後の方同士が交流できる機会を設け、横の繋がり作りを支援する。交流内容は、参加者の希望を尊重するが、食事会、スポーツ、カラオケ等を想定している。費用は、基本的に参加者から実費を徴収する。この取組の目的は、職場定着率の向上に加え、介護分野における非専門的業務で働くという同じ境遇を持ったほぼ同年代の者同士が、レクリエーションを行いながら、仕事や生活の悩み等を共有し相互に改善を図る互助的な関係作りである。

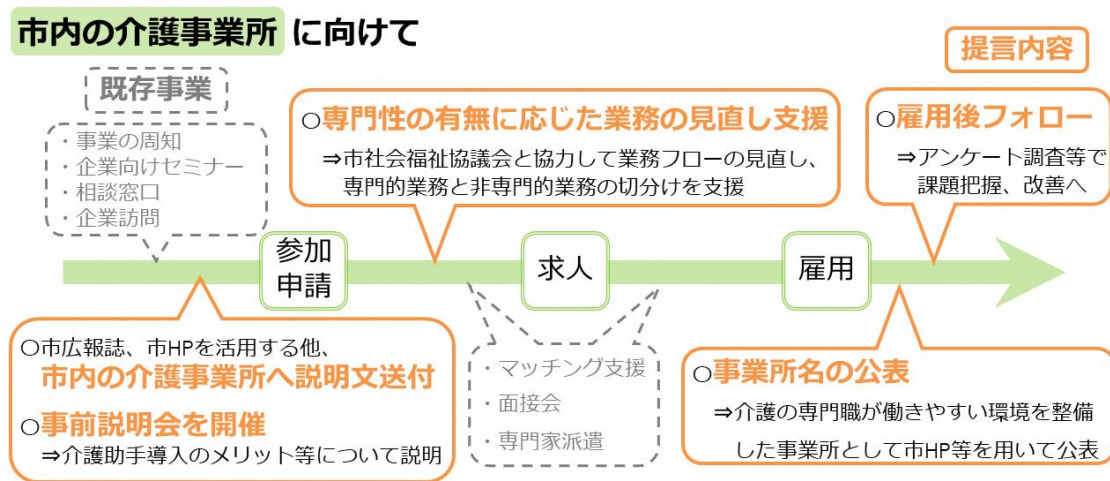
・就業後フォロー

就業に結び付いたら支援が終わりではなく、就業後に抱く課題や問題点をアンケート調査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考える。

②市内の介護事業所への取組

市内の介護事業所への取組イメージは図 I - 3 のとおりである。市内の介護事業所の各段階（参加申請前、参加申請後から求人前、求人後から雇用前、雇用後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図 I - 3 市内の介護事業所への取組イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

・市内の介護事業所へ説明文送付

横手市内に約 200 ある介護事業所へ本提言内容を記した文書を直接送付する。

・事前説明会を開催

秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護助手活用促進セミナー（講演、活用事例発表）を活用する他、実際に介護助手を導入している介護事業所を招き、導入効果や課題

等についての説明や質疑応答ができる説明会を開催する。

・専門性の有無に応じた業務の見直し支援

横手市社会福祉協議会と協力して、介護事業所における専門的業務と非専門的業務の切分けを支援する。非専門的業務のうち、施設内で行う業務は表 I - 1 を想定している。

表 I - 1 非専門的業務（施設内）の内容

利用者に関わる業務	利用者に関わらない業務
<ul style="list-style-type: none">・ドライヤーかけ・食事などの誘導・利用者への声掛けや見守り・レクリエーション補助など	<ul style="list-style-type: none">・床・車椅子などの清掃・テーブルや椅子などの消毒・物品の補充・ベッドメイキング・食事の配膳や下膳・飲み物の準備など

出典：福岡県「介護助手の手引き」を基に公共政策ワークショップ B 作成

一方、施設外（利用者の自宅を想定）で行う業務は、掃除、買い物、薬の受け取り、洗濯、調理・配下膳、衣類の整理、ベッドメイク等を想定している。

なお、非専門的業務を担ういわゆる介護助手は、本人の体力や興味等に応じて、非専門的業務の内容をステップアップすることが望ましい。非専門的業務から専門的業務への就業希望があれば、介護職員初任者研修や実務者研修の受講、介護福祉士の資格取得を勧め、就業者のモチベーションを高めることも重要である。

また、介護事業所において就業規則の改正や賃金体系の整備が必要になる場合は、横手市生涯現役促進協議会と連携している社会保険労務士に協力を依頼することが考えられる。

・事業所名の公表

専門性の有無に応じた業務の見直しが完了し、定年前後の方を雇用した後は、専門職が働きやすい環境を整備した事業所として公表する。その際には、秋田県の介護サービス事業所認証評価事業による認証も併せて取得することが望ましいと考える。

・雇用後フォロー

雇用に結び付いたら支援が終わりではなく、雇用後に判明する課題や問題点をアンケート調査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考える。

横手市での検討内容

◎提言実行により期待される効果

- ・多様な人材の介護分野への参入につながる可能性がある。
- ・介護士の負担が軽減されれば、処遇改善により離職防止につながる可能性がある。

◎提言実行への課題

- ・連携する既存事業として挙げられている「横手市生涯現役促進協議会」については、R3年度までの3年間、国の補助金を活用して実施されたが、R4年度からは補助金交付対象として採択されなかったため、組織としては存続しているものの活動実績が無い状態である。事業評価ではすでに役割を終えたとの見方もあり、廃止を含めてあり方が検討されていることから、連携は困難である。
- ・高齢者雇用安定法により、使用者に対し65歳までの雇用確保が義務付けられ、さらに70歳までの雇用確保が努力義務とされたことから、段階的に定年年齢が引き上げられている。また、横手市では農業や自営業への従事率が高いため、身体が動く限界まで働き続ける方も多い。これらの理由から、シルバー人材センターへの登録者数も年々減少しており、元気高齢者の確保が困難である。
- ・介護事業所では、人材不足のため常にギリギリの人数で運営しており、新人職員への研修機会も十分には確保できない状況である。そのような中で非専門的業務の仕分けを行い、介護助手への指導や監督を行う余裕が無いという理由から、介護助手の雇用には消極的な意見が多かった。

◎提言実行についての方向性

- ・提言実行により介護人材不足解消につながる可能性はあるものの、課題が多く、現時点での実行は困難と考える。
- ・一つの選択肢として、介護助手の活用手法について事業所へ周知するとともに、引き続き秋田県と連携し介護人材確保に取り組んでいく。

(高齢者介護・福祉)

II. 通いの場の推進拠点の創設

提言内容

1. 提言の方向性

本ワークショップの研究活動により、横手市内には多数の「通いの場」（本資料では、高齢者等が日常的に共同の活動を営むことのできる場所・団体のことをいう。）が存在しているものの、その機能は未だ不十分な水準にあり、これが同市における問題となっていることが明らかになった。横手市においては、健康の駅、生涯学習サークル、いきいきサロンを始めとした場所や団体が通いの場として機能していると見られるが、それらの相互の連携についてはこれまで重視されてこなかったように思われる。そこで、本提言は、横手市における生活支援体制整備事業を活用し、「通いの場の推進拠点」を創設することで、地域の通いの場の情報等について共有・提供し合う機能を付与することを目指すものである。

2. 提言の目的

(1) 住民の参画の促進

昨今の社会保障改革における重要な施策の1つに、「地域共生社会」がある。地域共生社会とは、地域住民、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことである。本提言は、住民の地域活動への参画を促進し、延いては、地域共生社会の推進に資するものである。

(2) 介護予防の促進

厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」においても、通いの場は介護予防の機能があるものとして取り上げられている。本提言は、高齢者の介護予防を促進することをも目的とするものである。

3. 提言と関連する既存の取組

本提言は、横手市が実施する地域支援事業である生活支援体制整備事業を活用する。同事業により、横手市全域の互助的な生活支援活動を牽引するために第1層協議体が置かれており、また、旧市町村8地域（横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄）それぞれに1つずつ第2層協議体が置かれている。生活支援コーディネーターについては、第1層に生活支援コーディネーター1名が配置されており、市社会福祉協議会の職員がこれを担っている。また、第2層協議体の活動を支援する役割を担うエリアマネージャーを東部・西部・南部の各地区に1名ずつ配置しており、横手市社会福祉協議会の職員が担当している。これらの協議体やコーディネーターは、地域支え合いのネットワーク構築に向け、毎年度、テーマを変えて横手市地域支えあいネットワーク市民集会を開催している。

4. 提言の具体的内容

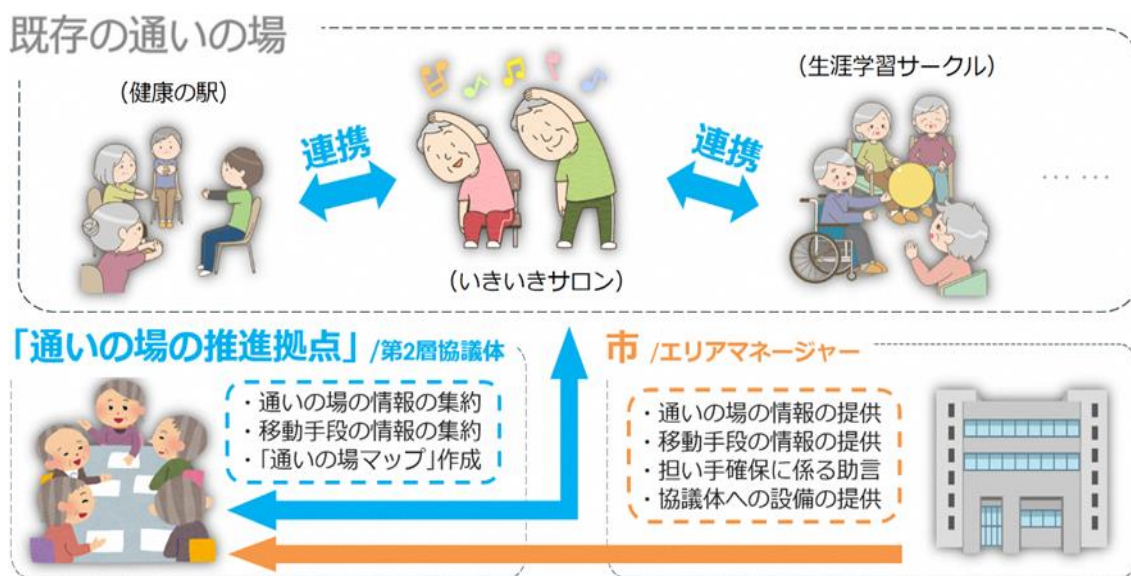
(1) 提言の実施主体（所管部局）

本提言の実施主体は、生活支援体制整備事業の主管課である横手市市民福祉部高齢ふれあい課、地域包括支援センター、各地域局市民サービス課を想定している。ただし、実際に通いの場の推進拠点を運営するのは、第2層協議体の構成員である。そして、以上の主管課とエリアマネージャーが、その運営を支援する。

(2) 提言の具体的内容

本提言の全体イメージは、図 II-1 のとおりとなる。

図 II-1 本提言の全体イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

①通いの場の推進拠点の具体的な機能

通いの場の推進拠点の具体的な機能について、ここでは、3点に整理することとした。

まず1つ目に「多様な属性を持つ住民の参画を促進すること」が挙げられる。2つ目の機能は「地域内の各種情報について共有・整理すること」である。最後に、3つ目の機能は「整理した情報について地域へ周知すること」である。そして、これらについて順番に、繰り返し継続的に行っていくことが、通いの場の推進拠点における活動の流れということになる。

②第2層協議体の具体的な役割

通いの場の推進拠点の運営主体となる第2層協議体の具体的な役割について、以下、本提言の3つの機能に即して述べる。

通いの場の推進拠点における1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を促進すること）に係る第

2層協議体の役割は、多種・多様な属性を持つ住民を第2層協議体に勧誘することにある。横手市内の第2層協議体では、現在のところ、自治会会長、民生委員、市職員等がその主な構成員となっていると見られるが、各通いの場同士の連携を強化するためには、老人クラブを始めとして既存の多種の通いの場において活動をしている高齢者を確保することが必須となるためである。ところで、横手地域の第2層協議体である「よこて支えあいネット」の構成員を参照すると、児童委員、婦人会、子育てサークルといった者も在籍しており、高齢者のみならず子育て世代の女性や児童に対してまで、その裾野を広げていることが分かる。また、増田地域の「支えあいますだネット」では、商工会青年部の構成員といった若年者の参画を見て取ることが出来る。これらのような多様な属性を有する住民について活動の担い手となってもらえるよう勧誘を行うことも、第2層協議体の役割である。

次に、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に係る第2層協議体の役割については、第2層協議体は、地域内のそれぞれの通いの場で活動する住民が話し合う場を定例的に設けることとする。そのうえで、それぞれがその通いの場における活動の魅力や、所在地といった情報を提供し合うこととする。

最後に、通いの場の推進拠点における3つ目の機能（整理した情報について地域へ周知すること）に関する第2層協議体の役割について述べる。現在のところ、第2層協議体が保有する情報を提供する手段は、老人クラブ等の活動について収集した情報をチラシとして作成・配布するに留まっているが、通いの場の推進拠点の創設によって、老人クラブのみならず各地域に存在するその他の通いの場についても情報を共有することが可能となる。具体的には、第2層協議体はこれらの地域内の通いの場の情報について「通いの場マップ」に集約し、これを配布することが望ましいと考える。通いの場マップは、第2層協議体ごとに作成したのち、協議体の構成員が、それぞれが所属する通いの場に持ち帰り頒布することで、通いの場の情報について地域全体に浸透させることが出来るであろう。

また、通いの場において共有され、通いの場マップに記載されるべき情報は、単にそれぞれの通いの場の活動内容や所在地といった情報だけに留まるものではないと考える。横手市内では、「歩いて行ける範囲に通いの場がない」「開催場所までの移動手段がなく参加できない」との声があがっていることから、通いの場までの移動支援についても併せて考慮する必要がある。各地域における移動支援に係るボランティア団体、デマンド交通、循環バスの情報を通いの場の推進拠点から地域に発信することで、移動手段に関する情報の非対称性の解消に努めることとする。

③市・エリアマネージャーの具体的な役割

本提言では、通いの場の推進拠点の運営は主に第2層協議体の担うところとなる。一方、市・エリアマネージャーは、以下のとおり、本提言の3つの機能について、第2層協議体の支援を行うこととする。

まずは1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を促進すること）に関する市・エリアマネージャーの役割について述べる。第2層協議体の構成員は現在のところ高齢者がその大部分を占めているが、その他の多種・多様な住民についても活動に参画してもらうことが望ましいと考える。そこで、現に地域内で児童福祉等の福祉分野の支援を受けている者のうち、第2層協議体の活動に興味がある者について

て、市・エリアマネージャーは第2層協議体へ斡旋を行うこととする。他市においては、多世代交流型の通いの場が有効に機能している例を見ることができるが、横手市においても、高齢者とそれ以外の属性を持つ者との交流には潜在的な需要があると考えられる。市・エリアマネージャーは、これらの潜在的なニーズと、地域活動の場としての第2層協議体のマッチングを叶えることを目指すのである。

次に、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に関する市・エリアマネージャーの役割について述べる。第2層協議体は、地域内の「各種情報」について共有・整理することとなるが、ここでいう各種情報とは、通いの場に関する情報に加えて、移動手段に関する情報をも包含している。この移動手段に関する情報については、地域住民が独自に情報を収集するには適さない性質のものであることから、第2層協議体に対して、市・エリアマネージャーが一元的に提供を行うことが望ましいと考える。

最後に、3つ目の機能（整理した情報について地域へ周知すること）に関する市やエリアマネージャーの役割は、第2層協議体が通いの場マップを作成するにあたって必要となる資材や設備の提供を行うことにある。

以上のとおり、通いの場の推進拠点が有する3つの機能について、その運営主体である第2層協議体と、それを支援する市・エリアマネージャーの役割を述べたが、これを整理すると、図II-2のとおりとなる。

図II-2 通いの場の推進拠点の機能と各主体の役割



出典：公共政策ワークショップB作成

横手市での検討内容

◎提言実行により期待される効果

- ・地域住民主体の通いの場が横のつながりを持つことで、情報交換や人的交流を通して活動の幅が広がり、介護予防効果の拡大が期待できる。
- ・通いの場の活動内容が充実することで、地域資源としての価値が増し、地域全体の自助、共助力の向上につながる。
- ・通いの場の情報が一元化されることで発信力が高まり、地域住民や関係者へ情報が届きやすくなる。

◎提言実行への課題

- ・現在横手市内で活動する通いの場の多くは、すでに推進拠点が存在し、ネットワーク化されている（健康の駅＝市健康推進課、いきいきサロン＝社会福祉協議会、老人クラブ＝老人クラブ連合会、社会福祉協議会）。それぞれのネットワーク内において情報交換や人的交流が行われているため、それらを超えた連携のニーズは低い。
- ・既存のネットワークに属さない団体も少数ながら存在するが、気の合う仲間が趣味の活動を楽しむ目的で集まっているため排他的な傾向があり、他団体との連携には消極的である。
- ・既存のネットワーク同士を連携させ、さらに大きなネットワークを作る方法もあるが、個々の通いの場のリーダーは地域において既に多くの役割を担っているため、現状に課題を感じない中での新たな取組には負担感が大きいと思われる。

◎提言実行についての方向性

- ・現在、横手市には300を超える通いの場が存在し、それぞれ参加者の状態やニーズに合わせた活動が行われているが、各団体のリーダーも高齢化しており、後継者の不在から存続が困難となる団体が増えている。現代は個を尊重する時代であり、高齢者であっても負担の大きい「世話人」的な役割には消極的である。既存団体が活動を継続するためには、特定の担い手に依存する運営のあり方を見直し、一人ひとりが役割を持って活動できるよう意識を変えていく必要がある。市では社会福祉協議会と連携し、既存のネットワークを通して各団体の意識改革を促す働きかけを行っていきたい。
- ・地域に住民主体で生活支援を行う通いの場が増えることで、介護保険サービスの利用により地域から切り離された高齢者がサービス利用を卒業し、再び住み慣れた地域の一員としての暮らしを取り戻すことを可能にする。地域包括ケアシステムを推進するためには、通いの場の機能強化と充実が必要不可欠であり、それを実現するために既存のネットワークを活用しながら、担い手に負担が少ない方法でできることを模索していきたい。

(高齢者介護・福祉)

III. 自主的な介護予防活動の推進

提言内容

1. 提言の方向性

本提言は、横手市において実施されている地域介護予防活動支援事業について着眼をするものである。具体的には、住民への新たな研修の実施・活動のインセンティブ付与・事業の広報の3つの側面において、更なる推進を目指すものである。

2. 提言の目的

提言 II (通いの場の推進拠点の創設)と同様に、住民の地域活動への参画と介護予防を目的として提言を行う。

3. 提言の具体的内容

(1) 提言の実施主体 (所管部局)

本提言の実施主体は、横手市における地域包括支援センターを想定している。

(2) 提言の具体的内容

①住民への新たな研修の実施

横手市における地域介護予防活動支援事業では、サポーターを養成するための研修として「介護予防普及フォローアップ講座」を実施している。しかし、サポーターの登録者数は60名と少なく、更に、そのうち実際に活動していると見られるのは10名程度に留まっていることが問題となっている。そこで、既存のサポーターの活動を支援するための研修を新たに実施することが有用であるとする。

②活動のインセンティブ付与

行政機関が住民の活動に対して付与し得るインセンティブには多様な種類があると考えられるが、第一には、金銭的なものが挙げられる。加えて、本ワークショップの研究活動の結果、他市等においては、単純な楽しさを求めて地域のイベントに参加することが地域活動への参画のきっかけとなっている事例を多く見ることができることが分かった。横手市においても、スポーツ大会を始めとした各種イベントを開催、あるいは住民と共催することにより、活動へのインセンティブを付与することが出来ると思われる。

③事業の広報

横手市は、広報誌、地域ケア会議、窓口配布、訪問といった手段により、精力的に本事業の広報を行

うことで、互助的な介護予防活動の更なる推進に努めることが望ましいと考える。また、この点について他市に目を向けてみると、事業の広報において、生活支援体制整備事業を活用している事例を見ることができ。横手市においても、市のエリアマネージャー・第2層協議体との連携により広報の裾野を広げることが望ましいと考える。

横手市での検討内容

◎提言実行により期待される効果

- ・地域住民が介護予防活動にメリットを感じ、自ら積極的に取り組むことで、将来の要介護リスクを軽減し、健康寿命の延伸につながる。

◎提言実行への課題

- ・養成講座を修了し介護予防サポーターとして登録いただいている方については、現時点で十分な活動機会を得られていない現状がある。既存の通いの場ではサポーターの協力に対するニーズが低いことや、新たな団体を立ち上げるためには相当な手間と労力が必要だがサポーター側にそこまでの体力が無く、地域のニーズも定かではないというミスマッチが要因である。
- ・サポーターが活動場所や機会を得るために、市が全てをお膳立てしてしまうことは、活動を継続させる上での阻害要因となる可能性がある。

◎提言実行についての方向性

- ・横手市ではR4年度に、元気高齢者が自主的に介護予防やコミュニティ形成に取り組むことができる高齢者向けアプリシステムの開発を行っている。介護予防サポーターをはじめ通いの場のリーダー等、地域で活動する担い手などを中心に、アプリを活用し健康づくりに取り組んでもらうことで、地域全体がゆるやかにつながる仕組みづくりを目指し、R5年度から本格的に運用開始する予定である。

◆スマホアプリによる介護予防・生活支援システム イメージ図◆



アプリにプラスして・・・

- ◎スマートウォッチの活用で生活習慣と健康状態を可視化できる
- ◎目に見えるから意識が変わる!意識が変われば行動が変わる!



Fitbitで始める。気づく。つづける。変わっていく。

生活習慣の測定
生活習慣の見える化
・歩数/睡眠/心拍等

生活習慣の認識
歩数が少ないなあ
運動していないなあ



行動変革

階段を使おう!
一駅歩いてみよう!



バイタルに異常があれば親族へ通知
●心拍数を自動計測し、異常があれば親族等へ自動でお知らせ



(高齢者介護・福祉)

IV. 認知症カフェの量的・質的な拡充

提言内容

1. 提言の方向性

厚生労働省の新オレンジプランにおいて重要な事業として位置付けられている認知症カフェの設置は、横手市では、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において「認知症総合支援事業」の一環として行うものとして位置付けられている。本提言は、認知症カフェについて、量的側面及び質的側面から更なる拡充を目指すものである。

2. 提言の目的

住民の地域活動への参画と、高齢者の認知機能低下の予防を目的として提言を行う。

3. 提言の具体的内容

(1) 提言の実施主体（所管部局）

本提言の実施主体は、横手市における地域包括支援センターを想定している。

(2) 提言の具体的内容

①量的側面に関する提言

横手市における認知症カフェの設置数は、未だ数件に留まっている。しかし、他市における認知症カフェの設置数や、市において通いの場の不足が課題化していることに鑑みれば、横手市における潜在的な認知症カフェの需要は高い水準にあると考える。まずは、旧市町村8地域に1つずつを目安に、この拡充を行うことが望ましい。

②質的側面に関する提言

次に、認知症カフェの質的側面について提言を行う。全国の認知症カフェの実施形態について他市の事例を基に整理すると、「(ア) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、認知症に関心のある誰もが参加できるもの」、「(イ) 主に認知症の家族が参加できるもの」、「(ウ) 主に認知症の人が参加できるもの」の3つに分類が出来ると考えている。特に、(イ)の形態の認知症カフェは、ピアサポートの観点から他市においても多く取り入れられているものであるが、横手市においては未だ導入されておらず、一見すると、望ましいように思える。しかし、ここで横手市の家族介護者交流事業について見ると、かつては対象者を要介護者の家族等に限定していたが、2018年度からはこの限定をすべて撤廃し、地域の誰でもが気軽に立ち寄ることの出来る場所として運用することにしたという経緯がある。それ以降、同事業は、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が交流できる場となり、家族介護者にとっても心の支えとなる良い機会となるとして好評であるという。これは地域共生社会の理念に合致することはもちろん

ん、市においては（ア）の形態の認知症カフェこそが適合するものであることを示唆している。以上から、まずは、認知症の人やその家族はもちろん、地域住民や専門職の人も交えた形態の認知症カフェの拡充を行うことが望ましいと考える。

横手市での検討内容

◎提言実行により期待される効果

認知症の方とその家族が住み慣れた地域で過ごしていくために必要とする、より身近な地域資源。認知症地域支援推進員などの専門職が運営しているため、早期に認知症の人を発見し医療やサービスに繋がる場、情報交換の場、家族や認知症の人の相互交流の場、家族支援の場、地域住民が認知症に対する理解が深まる場など、地域で生活をサポートすること等が期待される。

◎提言実行への課題

・量的側面

将来的には市内8地域全てにおいて認知症カフェを設置することを目標としているが、新規立ち上げにあたり相当の労力、人的不足、開催場所等の課題があり、まずは3圏域に1か所の設置とした。現在4カ所で設置運営している。

・質的側面

当市の認知症カフェは、「認知症の人やその家族、地域住民、専門職、認知症に関心のある誰もが参加できるもの」として開設している。現状では、参加者が少なく人数にこだわらず「居場所がある」という観点からスタートしている。したがって、認知症の家族が参加し相互の交流の場、ピアサポートの観点からの場には至っていない。

◎提言実行についての方向性

・量的側面として、通いの場などの既存事業や他団体等とのコラボで実施するなど創意工夫しながら全地域設置を目指す。

・質的側面として、地域住民や専門職間へ認知症カフェ開設の周知をしていき、地域性を活かしたプログラムのあり方を検討する。また、担当者間（認知症地域支援推進員）の情報共有と交流の場を開催するなど、スタッフのモチベーションを高め、担当者間で楽しく継続できる認知症カフェの運営を目指す。